

販売店の皆様へ

神奈川県青少年保護育成条例（平成30年2月改正）により、保護者や青少年への情報提供の機会を設け、フィルタリングサービスの設定・利用やインターネット利用の制限監督機能の活用を促進するため、

- ① 役務提供契約を新たに契約するとき
- ② 携帯電話端末等の機種変更を伴う変更契約をするとき
- ③ フィルタリングサービスを新たに利用する変更契約をするとき
- ④ フィルタリングサービスの利用を解除する変更契約をするとき

書面により

- ① 携帯電話端末等からのインターネット利用により青少年が有害情報の閲覧する可能性があること
- ② 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容
- ③ インターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容
- ④ インターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること

を説明する義務があります。（条例第39条）

※説明書面は、複数の書類の併用でも構いません。

フィルタリングを設定しない場合には・・・

青少年が使用する携帯電話端末等についてフィルタリングサービスを利用しないで役務提供契約を締結する場合、購入時や機種変更時にフィルタリングを店頭で設定しない場合には、必ず保護者からの**申出書**が必要となります。そして、申出書又はその内容を**保存**する手順をとらなければなりません。（条例第36条）

※申出書には、やむを得ないと認められる理由、申出年月日、保護者の氏名及び連絡先（電話番号等）が記載されていなければなりません。

お問合せは 神奈川県青少年課地域環境グループ 045-210-3848（直通）

＜参考＞

「神奈川県青少年保護育成条例」抜粋

（役務提供契約の締結等）

第36条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、次条第1項の書面（電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。）の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

（役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出）

第37条 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする役務提供契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項
- (2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容
- (3) その他規則で定める事項

「神奈川県青少年保護育成条例施行規則」抜粋

神奈川県青少年保護育成条例施行規則抜粋

（役務提供契約の締結時等における説明事項）

第16条 条例第39条第3号に規定する規則で定める事項は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表）

第17条 条例第40条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第40条第2項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。